新 旧 照 表 対

第1 「租税特別措置法(山林所得・譲渡所得関係)の取扱いについて(法令解釈通達)」

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 TE. 後 改 TF. 前

措置法第31条《長期譲渡所得の課税の特例》・第32条 《短期譲渡所得の課税の特例》共通関係

(転用未許可農地)

5条第1項《農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限》の規定による許可を受 けなければならない農地若しくは採草放牧地又は同項第6号の規定による届出をしなけれ ばならない農地若しくは採草放牧地を取得するための契約を締結した者が当該契約に係る 権利を譲渡した場合には、・・・・。

措置法第33条の4《収用交換等の場合の譲渡所得等の特 別控除》関係

(仲裁の申請等があった場合の留意事項)

3304-2

- (1) · · · ·
- (2) · · · ·
- (3)
- (4) 同法第5条第1項第6号の規定による届出。ただし、同法第18条第1項(農地等の賃貸 借の解約等の制限》の規定による許可を受けた後同法第5条第1項第6号の規定による 届出をする場合には、当該許可の申請

措置法第31条《長期譲渡所得の課税の特例》・第32条 《短期譲渡所得の課税の特例》共通関係

(転用未許可農地)

31·32共-1の2 農地法第3条第1項《農地又は採草放牧地の権利移動の制限》若しくは第 | 31·32共-1の2 農地法第3条第1項《農地又は採草放牧地の権利移動の制限》若しくは第 5条第1項《農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限》の規定による許可を受 けなければならない農地若しくは採草放牧地又は同項第3号の規定による届出をしなけれ ばならない農地若しくは採草放牧地を取得するための契約を締結した者が当該契約に係る 権利を譲渡した場合には、・・・・。

> 措置法第33条の4《収用交換等の場合の譲渡所得等の特 別控除》関係

(仲裁の申請等があった場合の留意事項)

33Ø4—2 · · · · · ₃

- (1) · · · · ·
- (2) • •
- (3)
- (4) 同法第5条第1項第3号の規定による届出。ただし、同法第20条第1項(農地等の賃貸 借の解約等の制限》の規定による許可を受けた後同法第5条第1項第3号の規定による 届出をする場合には、当該許可の申請

(「許可を要しないこととなった場合」等の意義)

3304-202

- (1) 当該許可前に、当該農地等の所在する地域が都市計画法第7条第1項《区域区分》に規定する市街化区域に該当することとなったことに伴い、農地法第5条第1項<u>第6号</u>の規定による届出をし、当該届出が受理されたこと 当該受理の日

(許可申請の取下げがあった場合)

33の4—2の3 農地法第5条第1項の規定による許可の申請をした日後に、当該許可を要しないこととなったため又は当該申請に代えて同項<u>第6号</u>の規定による届出をするため、・・・・・。

措置法第34条の2《特定住宅造成事業等のために土地等 を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係

(事業の区域の面積判定)

34の2-21 措置法規則第17条の2第9項<u>又は第12項</u>に定める事業の区域の面積が1,000㎡又は300㎡以上であるかどうかは、例えば、店舗併用住宅などのように<u>同条第9項又は第12項</u>に規定するものの事業の用に供される部分と当該事業の用以外の用に供される部分とからなる建物の用に供される土地がある場合には、・・・・。

(「許可を要しないこととなった場合」等の意義)

3304-202

- (1) 当該許可前に、当該農地等の所在する地域が都市計画法第7条第1項《区域区分》に規定する市街化区域に該当することとなったことに伴い、農地法第5条第1項<u>第3号</u>の規定による届出をし、当該届出が受理されたこと 当該受理の日

(許可申請の取下げがあった場合)

33の4—2の3 農地法第5条第1項の規定による許可の申請をした日後に、当該許可を要しないこととなったため又は当該申請に代えて同項<u>第3号</u>の規定による届出をするため、・・・・・。

措置法第34条の2《特定住宅造成事業等のために土地等 を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係

(事業の区域の面積判定)

34の2-21 措置法規則第17条の2第9項<u>第1号又は第3号</u>に定める事業の区域の面積が1,000m²又は<u>500m²</u>以上であるかどうかは、例えば、店舗併用住宅などのように<u>同項第1号又は第3号</u>に規定するものの事業の用に供される部分と当該事業の用以外の用に供される部分とからなる建物の用に供される土地がある場合には、・・・・・。

措置法第37条の9の5《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例》関係

(「取得」の範囲)

37の9の5-1 措置法第37条の9の5第1項の規定は、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間(以下37の9の5-5までにおいて「取得期間」という。)に<u>土地等</u>(同項に規定する土地等をいう。以下37の9の5-24までにおいて同じ。)の取得(同項に規定する取得をいう。以下37の9の5-23までにおいて同じ。)をした者に限り適用があるのであるが、・・・・。

措置法第39条《相続財産に係る譲渡所得の課税の特例》 関係

(非上場株式等について相続税の納税猶予を受ける場合の相続税額)

39-7の2 相続人のうちに措置法第70条の7の2 (非上場株式等についての相続税の納税 猶予)の規定の適用を受ける経営承継相続人等がいる場合には、措置法第39条第1項の規定により、当該経営承継相続人等が譲渡した資産の取得費に加算すべき金額は、措置法第70条の7の2第2項第5号又は措置法令第40条の8の2第18項(非上場株式等についての相続税の納税猶予)に規定する納税猶予分の相続税額を含む相続税額(当該相続税額の計算上相続税法第19条、第20条 (相次相続控除)、第21条の15又は第21条の16の規定の適用がある場合には、これらの規定により控除される贈与税額又は相次相続控除額を加算した金額)を基礎として計算することに留意する。

措置法第37条の9の5《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例》関係

(「取得」の範囲)

37の9の5-1 措置法第37条の9の5第1項の規定は、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間(以下37の9の5-5までにおいて「取得期間」という。)に<u>土地</u>(同項に規定する土地等をいう。以下37の9の5-24までにおいて同じ。)の取得(同項に規定する取得をいう。以下37の9の5-23までにおいて同じ。)をした者に限り適用があるのであるが、・・・・。

措置法第39条《相続財産に係る譲渡所得の課税の特例》 関係

(新 設)

合して行われるもの が1,000㎡ (事業が中小 総数又は出資 合及び同法第 であること。 9条の9第4 小壳商業振興法第4条第 金額の3分の B 当該事業により顧 項に規定する 2以上が地方 3項の共同店舗等整備計 公共団体又は 客その他の地域住民 特定共済組合 画に基づく事業又は同条 の利便の増進を図る 連合会以外の 第6項の商店特整備等支 独立行政法人 ための公共用施設 もの 援加に基づく事業(当 中小企業基盤 (休憩所、集会場、駐 (2) 商店街活性 該共同店舗等整備計画に 整備機構によ 車場、アーケードその 化法第2条第3 基づく事業に類するもの り所有され又 で一定のもの (※2) に 他これらに類する施 項に規定する認 は出資をされ 設をいう。以下同じ。) 定商店街活性化 限る。) である場合には ていること。 が設置されること。 支援事業 500㎡) 以上であること ロ 当該法人の C 当該事業に係る商 商店街活性 A 商店街整備計画に 株主又は出資 基づく事業 当該事 店街活性化法第5条 化法第7条第 者の3分の2 第3項に規定する認 3項に規定す 業を行う中小小売商 以上が中小小 定商店街活性化事業 る認定商店街 業振興法第4条第1 売商業者等又 計画に基づく商店街 活性化支援事 項の規定による認定 は商店街振興 活性化法第2条第2 業計画(当該商 を受けた商店街振興 組合等である 店街活性化支 こと。 項に規定する商店街 組合等の組合員又は 活性化事業を行う商 援事業計画に 所属員で中小小売商 ハ その有する 店街活性化法第5条 係るものに限 業者等に該当するも 当該法人の株 第1項に規定する認 る。) に係る同 のの事業の用に供さ 式の総数又は 定商店街活性化事業 条第1項に規 れる店舗その他の施 出資の余額の 設(当該商店往整備計 者である商店街振興 定する認定商 合計額の最も 組合等(商店街活性 店街活性化支 画の区域内に存する 多い株主等が 化法第2条第2項に 援事業者であ ものに限る。)及び当 地方公共団 規定する商店街振興 る法人(商店街 該商店街整備計画に 体 独立行政 組合等をいう。) の組 活性化法第6 基づく事業により新 法人中小企業 合員又は所属員で中 条第1項に規 たに設置される公共 基盤整備機 小小売商業者等(商 定する一般社 用施設の用に供され 構、中小小売 店街活性化法第2条 団法人又は一 る土地の区域 商業者等又は 第1項第3号から第 般財団法人で B 店舗集団化計画に 商店街振興組 7号までに掲げる者 あって、その定 基づく事業又は共同 合等のいずれ 款において、そ をいう。) に該当す 店舗等整備計画に基 かであるこ

	<u> </u>
	の施設
	店街沿
	の区域
	<u>の</u> に限
	該認定
	事業計
	該商店
	により
	れる公
	<u>に供さ</u>
	域の正
∞	以上で
	D 当該
	店街活
	第3項
	定商店
	計画が
	が財務
	て定め
	するもの

	改	E	後				改	正	Ì.	前		
区分	内 容	発行者	根拠条項	備考	$\exists \bot$	区分	内 容	発行	者	根拠条項	備	考
るものの事業の用に				の法人が解	散	づく事業 これらの					<u></u> と。	
供される店舗その他				した場合に	そ	事業が施行される土					(2) 中小	小売商業
の施設(当該認定商				の残余財産	が	地の区域					振興法	第4条第
店街活性化事業計画				地方公共団	<u>体</u>	C 商店街整備等支援					6項に	規定する
の区域内に存するも				又は当該法	人	計画に基づく事業					一般社	団法人等
のに限る。)及び当				と類似の目	的	当該事業を行う中小					であっ	て、その
該認定商店街活性化				をもつ他の	公	小売商業振興法第4					定款に	おいて、
事業計画に基づく当				益を目的と	す	条第6項の規定によ					その注	三人が解散
該商店街活性化事業				る事業を行	<u>5</u>	る認定を受けた法人					した場	合にその
により新たに設置さ				法人に帰属	<u>す</u>	に出資又は拠出をし					残余則	産が地方
れる公共用施設の用				る旨の定め	<u>が</u>	ている中小小売商業					公共日	体又は当
<u>に供される土地の区</u>				あるものの	<u>5</u>	者等及び当該法人に					該法人	と類似の
<u>域の面積が1,000㎡</u>				ち、次に掲げ	<u>る</u>	<u>出資又は拠出をして</u>					目的を	もつ他の
以上であること。				要件のいず	<u>h</u>	いる商店街振興組合					公益を	目的とす
D 当該事業に係る商				かを満たす	<u>の</u>	等の組合員又は所属					る事業	を行う法
店街活性化法第5条				もに限る。)		員である中小小売商					人に帰	属する旨
第3項に規定する認				<u>イ</u> その社	員	業者等の事業の用に					の定め	があるも
定商店街活性化事業				総会にお	<u>け</u>	供される店舗その他					<u>ののう</u>	ち、次に
計画が経済産業大臣				る議決権	<u>D</u>	の施設 (当該商店街整					掲げる	要件のい
が財務大臣と協議し				総数の3	<u>分</u>	備等支援計画の区域					ずれカ	を満たす
て定める基準に適合				の1を超	<u> </u>	内に存するものに限					<u>もの</u>	
するものであり、当該				る数が地	方	る。「商店往整備等支					<u>イ そ</u>	一の社員総
認定商店街活性化事				公共団体	<u>に</u>	援対象区域内の施設」					会は	こおける議
業計画に従って当該				より保有	<u>さ</u>	という。) 並びこ当該					<u>決村</u>	を必然数の
事業が実施されてい				れている	公	商店街整備等支援計					<u>35</u>	か1を超
<u>ること。</u>				益社団法		画に基づく事業によ						5数が地方
E その他以下に掲げ				<u>であること</u>		り新たに設置される					·	団体によ
<u>る要件</u>				ロ その社	員	共同店舗その他の施					<u>り</u> 伊	付されて
(A) 当該事業に参加				総会にお		設及び公共用施設の						5公益社団
する者の数が10以				る議決権	<u>の</u>	用に供される土地の					<u>法</u> /	(であるこ

					_		
	上であること。		総数の4分	<u>区域</u>			<u>と。</u>
	(B) 当該事業により		<u>の1以上の</u>	(二) 当該事業が独立行政法			ローその社員総
	新たに設置される		数が一の地	人中小企業基盤整備機構			会における議
	公共用施設及び店		方公共団体	法第15条第1項第3号又			決権の総数の
	舗その他の施設の		により保有	は第4号に掲げる業務			4分の1以上
	用に供される土地		されている	(同項第3号ロ又はいに			の数が一の地
	の面積とこれらの		公益社団法	掲げる事業又は業務に係			方公共団体に
	施設の床面積との		人であるこ	るものに限る。)に係る			より保有され
	合計面積(これら		<u>د.</u>	資金(「連携集積活性化			ている公益社
	の施設の建築面積		<u></u> ハ その拠出	事業資金」という。)の			団法人である
	を除く。) に占め		をされた金	貸付けを受けて行われる			こと。
	る売場面積の割合		額の3分の	ものであること。			ハーその拠出を
	が2分の1以下で		 1 を超える	(ホ) その他の要件 (※3)			された金額の
	あること。		金額が地方				3分の1を超
	(C) 当該事業が、独		公共団体に				える金額が地
	立行政法人中小企		より拠出を				方公共団体に
	業基盤整備機構法		されている				より拠出をさ
9 -	第15条第1項第3		公益財団法				れている公益
1	号、第4号若しく		人であるこ				財団法人であ
			٤				ること。
	業務(同項第3号		ニーその拠出				ニ その拠出を
			をされた金				された金額の
	る業務にあって		額の4分の				4分の1以上
	は、同項第3号ロ		1以上の金				<u> </u>
	又はハに掲げる事		額が一の地				地方公共団体
	業又は業務に係る		方公共団体				により拠出を
	ものに限る。)に		により拠出				されている公
	係る資金(同項第		をされてい				益則団法人で
	12号に掲げる業務		る公益財団				あること。
	に係るものにあっ		<u></u> 法人である				※2 共同店舗等整
	ては、土地、建物						備計画に基づく事
	その他の施設を取						業に類するもので
	得し、造成し、又						一定のものとは、共
	1	ı	1 1	1	l	Į į	

10	

		改	Ī	Ē	後							改	ζ	正		前		
	区 分	内	容	発行者	根拠条項	備	考	1		区	分		内	容	発行者	根拠条項	備	考
	は整備するのに必																同店舗	とともに公
	要な資金に限る。)																共用施	設を設置す
	の貸付け、株式会																る事業	又は共同店
	社日本政策金融公																舗と併	設される公
	庫法第11条第1項																共用施	設を設置す
	第1号の規定によ																る事業	<u>をいう。</u>
	る同法別表第1第																<u>※</u> 3 そ	の他の要件
	1号若しくは第14																<u>は次の</u>	とおりであ
	号の下欄ご掲げる																<u>る。</u>	
	資金(土地、建物																(1) 商	店街整備計
	その他の施設を取																· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	基づく事業
	得し、造成し、又																	店舗集団化
	は整備するのに必																· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	に基づく事
	要な資金に限る。)																	あっては、
	の貸付け又は国若																· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	らの事業に
	しくは地方公共団																	する者の数
	体の補助金(土																·	以上である
	地、建物その他の																<u>22</u>	
	施設を取得し、造																	舗集団化計
	成し、又は整備す																· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	基づく事業
	るのに必要な補助																	くは共同店
	<u>金に限る。)の交</u>																	整備計画に
	付を受けて行われ																	く事業又は
	<u>るものであること。</u>																	街整備等支
	(r) 商店街話性化法第2条 第3項に規定する商店																	画に基づく
	第3頃に規定する問店 街話性化支援事業																· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	にあって
	<u>街間出し又接事業</u> A 当該事業が都市計																	<u>これらの事</u> より新たに
	A 当該事業が前川間 画その他の土地利用																	される公共
	に関する国又は地方																·	設及び店舗
1 1	に関りの国人は地方				I	I		1 1	I			I			I		<u></u> 州他	以火 () り占舗

	公共団体の計画に適					その他の施設の
	合して行われるもの					用に供される土
	であること。					地の面積とこれ
	B 当該事業を行う施					らの施設の床面
	設として研修施設					積との合計面積
	(講義室を有する施					(これらの施設
	設で、資料室を備えた					の建築面積を除
	ものをいう。以下同					く。) に占める
	じ。)で、その建築面					売場面積の割合
	積が150m ² 以上である					が2分の1以下
	ものが設置されるこ					であること。
	٤.					(3) 商店街整備等
	<u>こ。</u> C 当該事業に係る商					支援計画に基づ
	店街活性化法第7条					く事業にあって
	第3項に規定する認					は、商店街整備
	定商店街活性化支援					等支援対象区域
	事業計画に基づく商					内の施設又は当
11	店街活性化法第2条					該事業により新
	第3項に規定する商					たに設置される
	店街活性化支援事業					店舗その他の施
	を行う施設として新					設をその者の営
	たに設置される研修					む事業の用に供
	施設の用に供される					する者の数が10
	土地の区域の面積が					(当該事業が共
	300 m ² 以上であるこ					同店舗等整備計
	<u>کی</u>					画に基づく事業
	D 当該事業に係る商					に類するもので
	店街活性化法第7条					ある場合には、
	第3項に規定する認					<u>ある場合である</u> 5) 以上である
	定商店街活性化支援					<u> </u>
	事業計画が経済産業					<u></u>
	大臣が財務大臣と協					
	議して定める基準に					
	残してためる対応	I	1 1	1 1		1

	改	正		後					改		正	Ē	ή		
区分	内	容	発行者	根拠条項	備	考	区	分		内	容	発行者	根拠条項	備	考
適合するもので	<u>あ</u>														
り、当該認定商品	街														
活性化支援事業	画														
に従って当該事業	<u>が</u>														
実施されている	<u></u>														
<u>と。</u>															
<u>E 当該事業が、独</u>	<u> </u>														
行政法人中小企	<u>業</u>														
基盤整備機構法	第														
<u>15条第1項第3号</u>															
第4号若しくは	<u>第</u>														
<u>12号に掲げる業</u>															
(同項第3号又															
第4号に掲げる															
務にあっては、同															
第3号ロ又はハ															
掲げる事業又は															
務に係るものに															
<u>る。)</u> に係る資															
_(同項第12号に															
<u>げる業務に係る</u>															
のにあっては、															
地、建物その他の															
設を取得し、造															
し、又は整備する															
に必要な資金に															
る。) の貸付け、															
式会社日本政策															
融公庫法第11条															
<u>1 項第 1 号の規</u>	定														

13 -

	改正		後			改		正		前		
区分	内 容	発行者	根拠条項	備考	区分		为 容		発行者	根拠条項	備	考
(ハ)・・・・。 A・・・・ B・・・・・ B・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				(2) · · · · · _o (3) · · · · · _o	は 分 ものであること。 (二)・・・・。 A・・・・・ B・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		<u>~~~</u>		発 们有	(依拠余·項	り用 (2)・・ (3)・・	••••

			改	正		後				改	正		前	
	区		内	 容	発行者	根拠条項	備	考	区分	内	容	発行者	根拠条項	備考
									農用地区域内にある土	ある土地等に			措置法規則	化促進法第6条
									地等(※)を農業経営	のである旨、	_		18条 4項	第2項第5号イ
									基盤強化促進法第27条		こ規定する勧		7号	に規定する要活
									の3第1項に規定する	告をした旨、	-			用農地で同法第
									勧告に係る協議により		見定する協議			27条の2第1項
									同条第2項に規定する		して同号の特			の規定による通
									特定農業法人で当該勧	定農業法人を				知に係るものに
									告を行った市町村の長	び当該土地等	等の譲渡が同			<u>限る。</u>
									が同項の規定により当	号に規定する	る譲渡に該当			
									該協議を行うものとし	する旨を証す	トる書類			
									て定めたものに譲渡し					
									た場合					
7		•		•		措置法34条	* · ·	• • • •	<u>®</u> · · · · ·		•		措置法34条	* · · · · · .
<u></u>						の3 2項							の3 2項	
						<u>3号</u>							<u>4号</u>	
						措置法規則							措置法規則	
						18条 4項							18条 4項	
						<u>7号</u>							<u>8号</u>	
8		•	(1) • • •	• •		措置法34条	* · · ·	• • •	<u>⑨</u> · · · · ·	(1) • • • •	•		措置法34条	* · · · · · _°
						の3 2項	(1) • •	• • •					の3 2項	(1) • • • •
			(p) · · ·	• •		<u>4号</u>	(2) • •	• • •		(a) • • • •	•		<u>5号</u>	(2) • • • •
						措置法規則	(3) • •	• • •					措置法規則	(3) • • • •
						18条 4項							18条 4項	
						<u>8号</u>							<u>9号</u>	
9	• • • •	•	• • • •	•		措置法34条	* · ·	• • • •	<u> </u>	• • • •	•		措置法34条	* · · · · · _°
						の3 2項							の3 2項	
						<u>5号</u>							<u>6号</u>	
						措置法規則							措置法規則	
						18条 4項							18条 4項	
						<u>9号</u>							<u>10号</u>	

- 16 —

	<u>10</u> · · · · ·		• • • • •	措置法34条	
				の3 2項	
				<u>6号</u>	
				措置法規則	
				18条 4項	
				<u>10号</u>	
	<u> </u>	• • • •		措置法34条	※ ・・・・、措
				の3 2項	置法第34条の3
				<u>7号</u>	第2項第 <u>7号</u> の
				措置法規則	あっせんに係る
				18条 4項	山林が、・・・・・。
				<u>11号</u>	
	<u>@</u> · · · · ·	• • • •		措置法34条	
				の3 2項	
				<u>8号</u>	
				措置法規則	
				18条 4項	
1				<u>12号</u>	
	<u> </u>			措置法34条	
				の3 2項	
				<u>9号</u>	
				措置法規則	
				18条 4項	
				<u>13号</u>	

<u> </u>		 措置法34条	
		の3 2項	
		<u>7号</u>	
		措置法規則	
		18条 4項	
		<u>11号</u>	
<u>@</u> · · · · ·		 措置法34条	※ ・・・・、措
		の3 2項	置法第34条の3
		<u>8号</u>	第2項第 <u>8号</u> の
		措置法規則	あっせんに係る
		18条 4項	山林が、・・・・。
		<u>12号</u>	
<u>③</u> · · · · ·	• • • •	 措置法34条	
		の3 2項	
		<u>9号</u>	
		措置法規則	
		18条 4項	
		<u>13号</u>	
<u>4</u> · · · · ·	• • • •	 措置法34条	
		の3 2項	
		<u>10号</u>	
		措置法規則	
		18条 4項	
		<u>14号</u>	

採草放牧地の転用のための権利移動の制限》又は第18条第1項《農地又は採草放牧地の賃

貸借の解約等の制限》の規定の適用があるものをいうのであるから留意する。

(注) · · · · · 。

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

は採草放牧地の転用のための権利移動の制限》又は第20条第1項《農地又は採草放牧地の

賃貸借の解約等の制限》の規定の適用があるものをいうのであるから留意する。

改 TE. 後 改 TF. 前 法第36条《収入金額》共通関係 法第36条《収入金額》共通関係 (山林所得又は譲渡所得の総収入金額の収入すべき時期) (山林所得又は讓渡所得の総収入金額の収入すべき時期) 36-12 ・・・・・。ただし、納税者の選択により、当該資産の譲渡に関する契約の効力発生 36-12 ・・・・・。ただし、納税者の選択により、当該資産の譲渡に関する契約の効力発生 の日(農地法第3条第1項(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)若しくは第5条第1項 の日(農地法第3条第1項(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)若しくは第5条第1項 本文 (農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限) の規定による許可 (同条第4項 本文《農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限》の規定による許可を受けなけ ればならない農地若しくは採草放牧地(以下この項においてこれらを「農地等」という。) の規定により許可があったものとみなされる協議の成立を含む。以下同じ。)を受けなけれ ばならない農地若しくは採草放牧地(以下この項においてこれらを「農地等」という。)の の譲渡又は同項第3号の規定による届出をしてする農地等の譲渡については、・・・・・。 譲渡又は同条第1項第6号の規定による届出をしてする農地等の譲渡については、・・・・ (注) 1 · · · · · 。 (注) 1 ・・・・。 法第58条《固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例》 法第58条《固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例》 関係 関係 (交換の対象となる耕作権の範囲) (交換の対象となる耕作権の範囲) **58-2の2** ・・・・・これらの権利の移転、これらの権利に係る契約の解約等をする場合に 58-2の2 ・・・・・、これらの権利の移転、これらの権利に係る契約の解約等をする場合 は農地法第3条第1項(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)、第5条第1項(農地又は には農地法第3条第1項(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)、第5条第1項(農地又

(注) • • • • 。

新 旧 対 照 表

第3 「租税特別措置法(株式等に係る譲渡所得等関係)の取扱いについて(法令解釈通達)」

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
附則	附則
(経過的取扱い(1)・・・上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置又は特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例に関する経過措置の適用がある場合の取扱い) 6 1株当たりの取得価額等の計算(37の12-1関係) 措置法第37条の12第1項の規定の適用を受ける所得に係る1株当たりの取得価額等の取扱いについては、37の10-1、37の10-2、37の10-5から37の10-28まで並びに上記1、2及び下記8の取扱いを準用する。	(経過的取扱い(1)・・・上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置又は特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例に関する経過措置の適用がある場合の取扱い) 6 1株当たりの取得価額等の計算(37の12-1関係) 措置法第37条の12第1項の規定の適用を受ける所得に係る1株当たりの取得価額等の取扱いについては、37の10-1、37の10-2、37の10-5から37の10-28まで及び上記1から3までの取扱いを準用する。